

特別管理産業廃棄物処理計画書	
2024年 11月 9日	
広島市長	
提出者	
住所	広島市中区東千田町1-1-23
氏名	医療法人翠清会
	理事長 若林 伸一
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号	082-249-6411
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	翠清会梶川病院
事業場の所在地	広島市中区東千田町1-1-23
計画期間	2024年4月1日 ～ 2025年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	医療業
②事業の規模	病床数 143床
③従業員数	269名
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	収集・処分・最終処分を委託しており、受託者は以下の通り 収集運搬業者 株式会社衛生センター 処分業者 株式会社衛生センター 最終処分業者 株式会社環境クリーン

別紙4
(廃棄物処理法-特管産業廃棄物計画書)

現状：前年度（2023年度）実績量
計画：今年度（2024年度）計画量

		単位:トン／年																			
		排出抑制に関する事項		自ら行う再生利用に関する事項		自ら行う中間処理に関する事項				自ら行う埋立処分等に関する事項		処理委託に関する事項									
		排出量		自ら再生利用を行う産業廃棄物の量		自ら熱回収を行う産業廃棄物の量		自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量		自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量		全処理委託量		優良認定処理業者への処理委託量		再生利用業者への処理委託量		認定熱回収業者への処理委託量		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	
特別管理産業廃棄物の種類		現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画		
廃油																					
廃酸																					
廃アルカリ																					
感染性産業廃棄物		54.291	50									54.291	50	54.291	50						
特定有害産業廃棄物	廃PCB等																				
	PCB汚染物																				
	PCB処理物																				
	指定下水汚泥																				
	鉍さい																				
	廃石綿等																				
	燃え殻																				
	ばいじん																				
	廃油(金属を含むもの)																				
	汚泥(金属を含むもの)																				
合計		54.291	50	0	0	0	0	0	0	0	0	54.291	50	54.291	50	0	0	0	0		

※上記に分類できない特別管理産業廃棄物がある場合に限り、空欄へその特別管理産業廃棄物の具体的な名称を記入してください。

別紙5(廃棄物処理法-特管産廃処理計画書)

【参考様式】

記載項目を満たしていれば、任意の様式で作成したものでも提出可能です。

1 特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項(管理体制)

別紙管理体制図参照

2 特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	特別管理産業廃棄物(感染性廃棄物)と産業廃棄物(廃プラ)の分別を適切に行い排出量を抑制できるよう、周知を行っている
②計画 (今後実施する予定の取組)	継続して周知を行い、職員の理解を深める

3 特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状 (分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)	感染性廃棄物・非感染性廃棄物を含む可燃ごみ等の分別を病棟へ掲示して適切に分別して廃棄できるように取り組んでいる。
②計画 (今後、分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)	上記の通りごみの分別については、入職時に随時説明を行い周知する。また、院内ラウンド時に感染性廃棄物に指定されたもの以外が入っていないかを確認する。

4 自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	行っていない
②計画 (今後実施する予定の取組)	実施する予定はない

5 自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	行っていない
②計画 (今後実施する予定の取組)	実施する予定はない

6 自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	行っていない
②計画 (今後実施する予定の取組)	実施する予定はない

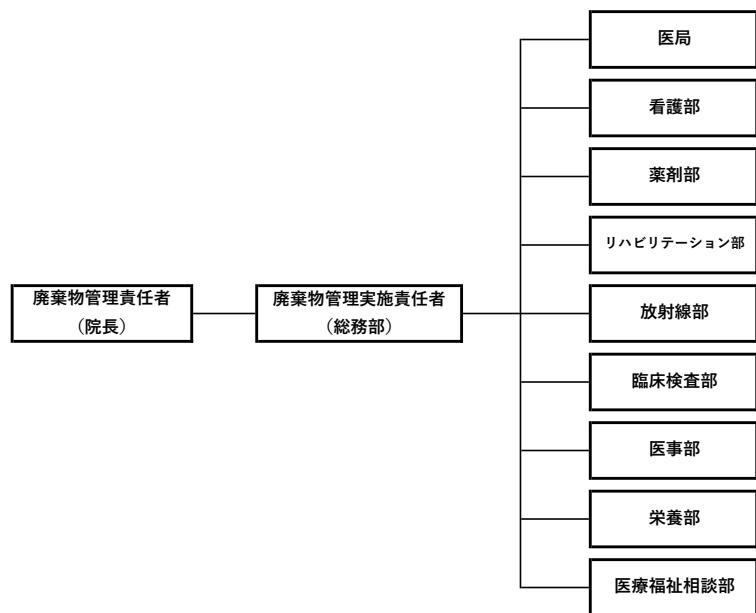
7 特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	特別産業廃棄物の安全な処理の為、収集運搬・処分業の許可を受けた業者に年間委託を行っている。
②計画 (今後実施する予定の取組)	今後は、電子マニフェストを導入し、処分状況の確認と管理が行えるようにする。

8 電子情報処理組織の使用に関する事項

①特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	54,291 t
②今後実施する予定の取組等	今後は、電子マニフェストを導入し、処分状況の確認と管理が行えるようにする。

管理体制図



緊急時の連絡体制に関する事項

